

## 千葉県かずさインキュベーションセンター管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県かずさインキュベーションセンター設置管理条例（平成十年千葉県条例第四十五号。以下「条例」という。）第十四条及び第十七条の規定により、千葉県かずさインキュベーションセンターの管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の告示)

第二条 知事は、条例第五条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(研究開発室の利用の承認)

第三条 条例第七条第一項の承認を受けようとする者（以下「研究開発室利用申込者」という。）は、研究開発室利用承認申込書（別記第一号様式）に必要な書類を添付して、これを指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第七条第一項の承認をしたときは、研究開発室利用承認書（別記第二号様式）を研究開発室利用申込者に交付するものとする。

(研究開発室の利用期間の更新)

第四条 条例第七条第三項の規定による更新を受けようとする者（以下「更新申込者」という。）は、利用の承認の期間が満了する日の三月前までに研究開発室利用期間更新申込書（別記第三号様式）に期間の更新の必要性を説明する書類その他指定管理者が必要と認める書類を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第七条第三項の規定による更新を行ったときは、研究開発室利用期間更新承認書（別記第四号様式）を更新申込者に交付するものとする。

(研究開発室の改造等の承認)

第五条 条例第九条第一項の承認を受けようとする者（以下「改造等申込者」という。）は、同条各号に掲げる工事を行おうとする日の一月前までに、研究開発室改造等承認申込書（別記第五号様式）に当該工事の内容を具体的に示す書類を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第九条第一項の承認をしたときは、研究開発室改造等承認書（別記第六号様式）を改造等申込者に交付するものとする。

(譲渡等の禁止)

第六条 条例第七条第一項の承認を受けた者（以下「研究開発室利用者」という。）は、当該承認に係る研究開発室を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(研究開発室の利用の変更等の届出)

第七条 研究開発室利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

一 氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地及び法人にあっては、代表者の氏名に変更があったとき。

二 研究開発室の利用を十五日以上休止しようとするとき。

三 条例第七条第一項の承認の期間（条例第七条第三項の規定により承認の期間を更新した場合にあっては、更新後の期間）内において研究開発室の利用を終了しようとするとき。

(研究開発室の利用終了時の検査)

第八条 研究開発室利用者は、条例第十条の規定により研究開発室を返還しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の検査を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の検査を行った場合は、速やかに、当該検査に関する報告書を知事に提出しなければならない。

(駐車場の利用の承認)

第九条 条例第十一条の承認を受けようとする者（以下「駐車場利用申込者」という。）は、第三条の規定による申込のとき（研究開発室の利用開始後に駐車場を利用しようとする場合にあっては、利用しようとするとき）に、駐車場利用承認申込書（別記第七号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第十一条の承認をしたときは、駐車場利用承認書（別記第八号様式）を駐車場利用申込者に交付するものとする。

（知事が管理する場合の特例）

第十条 条例第十六条第一項の規定により知事がかずさインキュベーションセンターの管理の業務の全部又は一部を行う場合において、当該業務に第三条から第五条まで、第七条、第八条第一項又は前条に規定する業務のいずれかが含まれるときにおけるこれらの規定及び別記様式の規定の適用については、第三条から第五条まで、第七条、第八条第一項及び前条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、別記第一号様式中「指定管理者様」とあるのは「千葉県知事様」と、「その他指定管理者」とあるのは「その他知事」と、別記第二号様式から第八号様式までの規定中「指定管理者」とあるのは「千葉県知事」とする。

2 条例第十六条第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行う場合であって、当該業務に第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項又は前条第一項に規定する業務のいずれかが含まれるときにおいては、知事が当該業務を行うこととなった日において現にこれらの規定により指定管理者に対して行っている利用若しくは改造等の承認又は利用期間の更新の申込み（以下この条において「利用等の申込み」という。）は、当該日以後においては、前項の規定により読み替えて適用する第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項又は前条第一項の規定により知事に対して行っている利用等の申込みとみなす。

3 条例第十六条第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合においては、指定管理者が当該業務を行うこととなった日において現に第一項の規定により読み替えて適用する第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項又は前条第一項の規定により知事に対して行っている利用等の申込みは、当該日以後においては、これらの規定により指定管理者に対して行っている利用等の申込みとみなす。

（委任）

第十一条 この規則に定めるもののほか、かずさインキュベーションセンターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第二条、第四条から第六条まで及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年三月十九日規則第十七号）

この規則は、平成十一年三月二十一日から施行する。

附 則（平成十一年十二月二十八日規則第八十九号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十七年十一月四日規則第七十六号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の千葉県かずさインキュベーションセンター管理規則（以下「改正後の規則」という。）第二条の規定による指定管理者の指定をした旨の告示は、この規則の施行前においても行うことが

できる。

- 3 前項の規定により指定管理者の指定をした旨の告示を行う場合の改正後の規則第二条の規定の適用については、同条中「条例」とあるのは、「千葉県かずさインキュベーションセンター設置管理条例の一部を改正する条例（平成十七年千葉県条例第九十一号）による改正後の条例」とする。

附 則（平成二十一年七月十七日規則第七十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年九月二十八日規則第四十七号）

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

別 記

第一号様式

（第三条第一項）

一部改正〔平成11年規則17号・89号・17年25号・176号・令和3年47号〕

第二号様式

（第三条第二項）

一部改正〔平成11年規則17号・17年176号〕

第三号様式

（第四条第一項）

一部改正〔平成11年規則17号・89号・17年176号・令和3年47号〕

第四号様式

（第四条第二項）

一部改正〔平成11年規則17号・17年176号〕

第五号様式

（第五条第一項）

一部改正〔平成11年規則17号・89号・17年176号・令和3年47号〕

第六号様式

（第五条第二項）

一部改正〔平成11年規則17号・17年176号〕

第七号様式

（第九条第一項）

一部改正〔平成11年規則17号・89号・17年176号・令和3年47号〕

第八号様式

（第九条第二項）

一部改正〔平成11年規則17号・17年176号〕